死亡労働災害防止対策の一層の強化について

~死亡労働災害を発生させないために~



福島労働局 福島労働基準監督署

1 趣旨

福島労働局管内の死亡労働災害が多発し、大幅な増加が危惧される状況であったことから 4 月 20 日から 8 月末日までの期間を緊急死亡労働災害防止対策実施期間として死亡労働災害防止の各種対策を実施したところではありますが、令和 2 年 10 月 30 日現在で死亡労働災害は 22 件となり、死亡労働災害の多発傾向に依然として歯止めがかかっていないところであります。(表 1 参照)

このため、今後、死亡労働災害の発生に歯止めをかけるため下記により対策の一層の強化を図るよう要請いたします。

また、特に建設業では全産業における死亡労働災害の半数を占める 11 件となっていることから、重点的な対策を講ずるよう強く要請いたします。

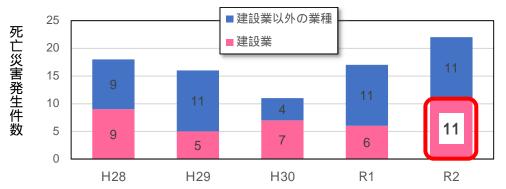


表 1 福島県内の各年 1月 1日から 10月末日までの死亡災害発生件数の推移

2 事業場における取組事項

(1) すべての事業場における取組

- ア 経営トップが死亡労働災害防止に向けた決意を表明し、労働者への周知を行うこと。
- イ 事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- ウ 年末年始における無災害運動(中災防主唱・厚生労働省後援 別添実施要綱参照)に参加すること。
- エ 作業開始前に作業手順の確認及び危険予知(KY)活動を行わせること。
- オ 高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。
- カ 高所作業における墜落防止措置及び墜落制止用具の着用を徹底すること。
- キ 交通事故防止のための安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。
- ク 外国人労働者に対する安全に関する指示や注意喚起のための表示等を言語の理解状況に応じて適切に行うこと。

(2) 主な業種ごとの取組

ア 建設業

- ア)工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立
- イ)統括安全衛生責任者による安全パトロールの実施
- ウ)高さ2m以上の高所において作業を行う場合の墜落防止対策の徹底
- エ) 土砂崩壊災害防止対策の徹底
- オ)建設機械等と作業者が混在する作業現場における機械との接触、激突による災害防止対策の徹底

イ 陸上貨物運送業

交通労働災害防止対策の徹底、荷役作業及び車両整備作業における労働災害防止対策の徹底、適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底における労働災害防止対策の徹底

ウ製造業

安全な機械の採用及び使用の徹底、機械や工場建屋の点検修理等のため高所作業を行う場合の墜落防止 対策の徹底、雇入れ時等の安全教育の徹底、安全作業マニュアルの整備・定期的な見直し

工 林業

伐木作業における立木や作業場所の状況に応じた安全作業の徹底、安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底、間伐作業での安全対策の徹底、経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底